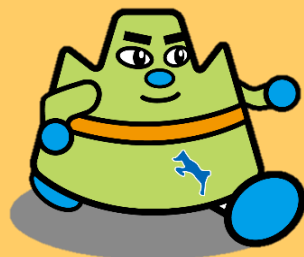


～東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県にお住まいの方に朗報です～

東京圏 から 妙高市に移住

された方に、**助成金** を交付します！

単身の場合は、
60万円



世帯の場合は、
100万円 さらに...

18歳未満の者と一緒に移住した場合、



+100万円
(18歳未満の者1人につき)

対象者 次の①～③のすべてに該当する方が対象です。

- ①【移住元】次のいずれかの方
- ・直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住していた方
 - ・直前の10年間のうち、通算5年以上東京圏（条件不利地域を除く）に在住し、かつ、東京23区に通勤していた方
- ※東京圏…東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県

②【移住先】

ポイント

妙高市に転入後、1年以内に申請してください。
申請後5年以上継続して妙高市内に居住する意思があることが要件です。

③【助成要件】

- 就業の場合：新潟県が運営する就職マッチングサイト「新潟企業情報ナビ」（<https://www.niigata-kigyo-navi.jp/>）に移住支援金の対象として求人情報を掲載する法人に新規就業した方。
- 起業の場合：新潟県起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けた方。
- テレワークの場合：東京23区で働き、移住後も引き続きテレワークにて仕事を続ける方、かつ、自らの意思で移住する方。（転勤での移住は対象外）

問い合わせ

新潟県妙高市 地域共生課 移住定住推進係（〒944-8686 新潟県妙高市栄町5-1）
電話：0255-74-0064（直通）
メール：chiikikyosei@city.myoko.niigata.jp

提出書類

《共通》

- ・ 妙高市移住支援事業助成金交付申請書（様式第1号）
- ・ 写真付き身分証明書の写し
- ・ 移住元の住民票除票の写し（2人以上の世帯の場合は世帯員分を含む。）

《就業の場合》

- ・ 就業企業等の就業証明書（様式第2号）

《起業の場合》

- ・ 起業支援金の交付決定通知書の写し

《テレワークの場合》

- ・ テレワーク先企業からのテレワーク証明書（様式第3号）

《雇用される立場で東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた場合》

- ・ 東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等（移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）

《個人事業主等で東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた場合》

- ・ 開業届出済証明書等（移住元での在勤地を確認できる書類）
- ・ 個人事業等の納税証明書（移住元での在勤期間を証明できる書類）

移住支援金に関する注意事項

次のいずれかに該当する場合、支援金を返還いただきます。

【全額返還】

- ・ 虚偽の申請を行っていた場合
- ・ 移住支援金の申請日から3年未満に妙高市から転出した場合
- ・ 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合
- ・ 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

【半額返還】

- ・ 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に妙高市から転出した場合



分からないことは、問い合わせしてね！

問い合わせ

新潟県妙高市 地域共生課 移住定住推進係 電話：0255-74-0064（直通）